

静岡市保育利用調整基準

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項及び第4項の規定に基づく利用の調整及び支援は、次の基準により行うものとする。

番号	事由	項目	指数		
①	就労(月60時間以上就労することを常態とする場合)	被雇用	常時雇用(常勤の正規職員又はそれと同等と認められる雇用形態の場合)	9	
			常時雇用以外	ア 就労時間が1週あたり37.5時間以上の場合	9
				イ 就労時間が1週あたり35時間以上37.5時間未満の場合	8
				ウ 就労時間が1週あたり30時間以上35時間未満の場合	7
				エ 就労時間が1週あたり20時間以上30時間未満の場合	6
		オ 就労時間が1週あたり15時間以上20時間未満の場合	5		
		自営(農林水産業を含む。)	本人(主たる従事者)	9	
			家族(協力者)	ア 居宅外の自営の場合 イ 居宅内の自営の場合	8 7
		内職(家計補助を目的として委託者(製造加工業者・販売業者)から原材料等の提供を受けて、自宅で物品の製造(組立)・加工等に従事する者)	ア 従事時間が1週あたり37.5時間以上の場合	7	
			イ 従事時間が1週あたり30時間以上37.5時間未満の場合	6	
ウ 従事時間が1週あたり20時間以上30時間未満の場合	5				
エ 従事時間が1週あたり15時間以上20時間未満の場合	4				
就労先確定(就労先は確定しているが、就労時間等内容が未定の場合)	ア 被雇用及び自営の場合	5			
	イ 内職の場合	4			
②	妊娠、出産		9		
③	疾病、障がい	疾病療養(医師の診断を要する。療養期間中の利用に限る。)	入院(1月以上入院を要する場合)	9	
			居宅内療養	ア 1月以上常時臥床での療養を要する場合	9
				イ 精神疾患又は結核により1月以上安静加療を要する場合	7
				ウ 上記以外で1月以上安静加療を要する場合	6
		通院(1月以上かつ1週あたり4日以上通院加療を要する場合)	4		
		障がい	身体障がい(身体障害者手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ア 1級、2級	9
				イ 3級	7
				ウ 4級以下	5
			知的障がい(療育手帳を有する者又は同程度と判断できる者)		9
			精神障がい(精神障害者保健福祉手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ア 1級、2級	9
イ 3級	7				
④	介護、看護	居宅内介護	入院付き添い(病院等の指示により1月以上入院の付き添いにあたる場合。入院期間中の利用に限る。)	9	
			寝たきり者介護(寝たきりが常態となっている者の介護にあたる場合)	9	
			障がい児者介護(障がい児者の介護又は通園、通学、通院にあたる場合)	9	
			一般介護(上記以外で要介護が常態となっている者の介護にあたる場合)	6	
⑤	災害復旧		9		
⑥	求職活動		4		
⑦	就学、職業訓練		7		
⑧	虐待、DV防止		※		
⑨	育児休業の間の継続利用		5~9		
⑩	①から⑨までに類するものと認められる場合		4~9		
調整項目	世帯等の特殊事情	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭又はそれに類する場合)		+12	
		生活保護世帯(生活保護法による被保護世帯で就労により自立支援が図られる場合)		+3	
		兄弟利用(利用申込みする子どもの兄弟が現に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合又は同時に利用申込みする場合。なお、3人以上の兄弟利用の場合には、さらに1点を加算)		+2	
		兄弟が現に別々の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合で、兄弟が現に入園している一方の保育施設に転園する場合。ただし、4月転園申込みに限る。		+1	
		障がい児(特別面接を受けた保育士加配対象子どもが利用する場合)		+3	
		障がい者(③以外の事由に該当する父母が③の障がいに該当する場合)		+2	
		その他(上記以外の世帯等の特殊事情)		-3~+3	
	保育状況	対象外保育施設(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の保育施設(就労先の事業所内保育施設を除く。))を利用している場合		+2	
		当該子どもが一時預かり事業(対象外施設の一時的預かり事業を含む)を現に利用している場合(継続した保育の必要性のため利用している場合に限る。)		+1	
		施設・事業変更	ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している子どもが、年齢到達により利用施設・事業を変更しなければならない場合	+3	
			イ アに掲げるもののほか、特別な理由があると認められる場合	+1	
		父母の育児休業取得のため一旦利用を取りやめた子どもが再利用する場合(就学前の復職に限る。)		+3	
		同一世帯内に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は認可外保育施設における保育を受けていない、又は保育の利用の申込みをしていない小学校就学前子どもがいる場合		-2	
	就労等時間(①(常時雇用以外の項目及び内職の項目に該当する者を除く。)、④又は⑦の事由に該当する者に係る当該事由に要する時間)	ア 1週あたり35時間以上37.5時間未満の場合	-1		
		イ 1週あたり30時間以上35時間未満の場合	-2		
		ウ 1週あたり20時間以上30時間未満の場合	-3		
エ 1週あたり20時間未満の場合		-4			
保育士・保育教諭・幼稚園教諭	保育士資格又は幼稚園免許を有する保護者が保育園、幼稚園等で保育業務に従事又は内定している場合		+3		
移住世帯	移住支援センターを介して移住してきた移住者世帯		+2		
単身赴任世帯等	父母のどちらかが単身赴任等		+1		

《備考》

- 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に規定する事由による。
- 利用調整に当たっては、①から⑩までに掲げる事由・項目のうち父母(両親がいなかった場合は保護者)それぞれが該当する指数を確定し、調整項目に該当がある場合は当該項目の指数を加算又は減算し、合計指数の高いものから利用の順位を決定し、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し、利用の要請又は保育の委託をするものとする。
- 合計指数が同点の場合は、既に利用している兄弟と同一保育施設の利用を申込み場合を優先する。ただし、当該同一施設の利用を申込み他の同指数の子どもが、希望するいずれかの施設の利用ができる場合に限る。
- 「※」は、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。